

沿岸広域振興局長告示第89号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき除却した工作物について、同条第4項の規定により次のとおり保管した。

平成29年10月24日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量 軽自動車 1台
  - 2 保管した工作物の放置されていた場所 岩手県宮古市千徳第4地割地内
  - 3 工作物を除却した日時 平成29年10月6日 午後2時
  - 4 工作物の保管を始めた日時 平成29年10月6日 午後2時
  - 5 保管の場所 岩手県宮古市五月町1番20号 宮古地区合同庁舎
  - 6 引取りの方法 平成30年1月23日までに岩手県県土整備部河川課又は沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに申し出ること
- 。